

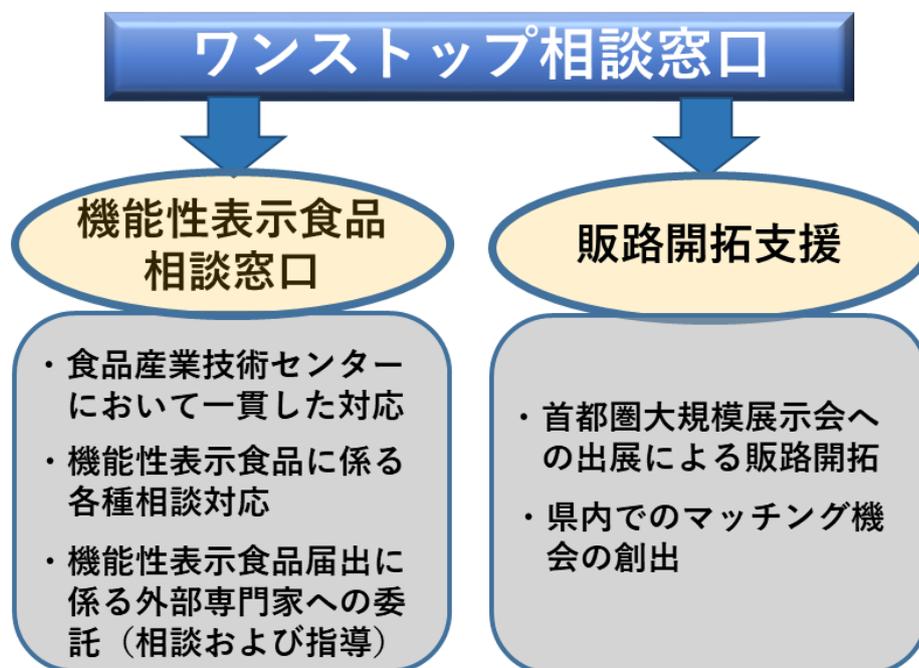
機能性表示食品制度を 活用してみませんか

「機能性表示食品」制度とは

- 機能性を表示することができる食品は、これまで「特定保健用食品（トクホ）」と「栄養機能食品」に限られていました。
- そこで、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢が増えるよう、「機能性表示食品」制度が始まりました。

ワンストップ相談窓口の設置

- 愛媛県では、「機能性表示食品」制度を活用し商品開発を進めたいという企業の皆様を応援するため産業技術研究所に「ワンストップ相談窓口」を設置し、
 - ◎消費者庁への届出支援と
 - ◎機能性表示食品の販路拡大のお手伝いをします！
- 「自社の既存製品を機能性表示食品にし、付加価値を高めたい」「この成分を活用した新商品を開発したい」など、お気軽にご相談ください。



【問い合わせ先】

愛媛県産業技術研究所食品産業技術センター

Tel : 089-976-7612 E-mail : shokuhin-cnt@pref.ehime.lg.jp

穀類菓子・発酵食品・水産食品・園芸食品それぞれに担当者がおりますので対象食品についてお知らせください。